

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	河川法施行令の一部を改正する政令案	府省名	国土交通省
根拠となる法令	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他		
	河川法施行令		
規制の区分	<input type="checkbox"/> 新設等 <input checked="" type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目	評価の実施状況	課題
規制の目的、内容及び必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
費用の分析		
その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし	
費用と便益の関係の分析	<input type="checkbox"/> 費用便益分析 <input type="checkbox"/> 費用効果分析 <input type="checkbox"/> 費用分析 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析 <input type="checkbox"/> 分析なし	

【課題の説明】

【点検結果表の別紙】

《規制の影響が及ぶ範囲に係る参考情報》

- 当省の照会
規制の影響が及ぶ範囲を示す情報として、貴省が開設している発電水利相談窓口及び地方支分部局に指定区間内の一級河川における小水力発電の導入について、相談があった件数が分かれば、御教示下さい。
- 国土交通省の説明
国土交通本省発電水利相談窓口への相談総数としては、平成24年3月29日の設置以来、平成25年1月末現在で58件となっております。
なお、一般的な申請手続や制度の仕組みに関する相談が主であり、一級河川の指定区間かどうか不明の場合がほとんどであることから、「一級河川の指定区間内の小水力発電の導入」に関する相談件数としては把握できません。
- 当省の照会
規制の影響が及ぶ範囲を示す情報として、指定区間内の一級河川における小水力発電に係る水利使用について、都道府県知事の許可で足りることとすることにより、申請者の負担が軽減する事項があれば、御教示下さい（例：申請書類の様式の種類が削減、提出部数が減少、その他申請者が手続をする際に発生する負担の軽減となる変更事項等）。
また、申請を受けた都道府県知事は「関係行政機関との協議」を実施することとなるのか、併せて御教示下さい。
- 国土交通省の説明
従来、発電のためにする水利使用については、その規模にかかわらず特定水利使用としてきたところですが、今回の改正により、小水力発電（1,000kw未満）のためにする水利使用については、特定水利使用の対象から除外することとしました。
例えば、一級河川の指定区間では、準特定水利使用（200kw以上1,000kw未満）及びその他の水利使用（200kw未満）に区分し、その効果として、従来、国土交通大臣許可としていたものを、現に管理の多くの事務を行いその状況をよく知る都道府県知事等の許可で足りること等により、許可までの期間が短縮され申請者の負担が軽減（事業の早期開始により費用回収が早まるなど申請者のコスト削減につながることを想定。）されることが期待されます。
なお、一級河川の指定区間では、小水力発電（1000kw未満）については、申請先が都道府県知事等に変更されますが、申請を受けた都道府県知事等においては、関係行政機関の長との協議を要しないこととしております。
今般の改正による具体的な効果をまとめると、以下のようになります。
 - ア 一級河川の指定区間
 - ① 準特定水利使用（200kw以上1,000kw未満）
許可等の処分権限を国土交通大臣から都道府県知事等へ移譲。関連手続は、関係行政機関の長（経済産業大臣等）との協議や関係地方公共団体の長からの意見聴取の手続を不要とし、国土交通大臣による認可のみ（指定都市の長が許可する場合は、関係都道府県知事への意見聴取有。）。
 - ② その他の水利使用（200kw未満）
許可等の処分権限を国土交通大臣から都道府県知事等へ移譲。関連手続は、協議、意見聴取及び国土交通大臣による認可手続は不要。
 - イ 一級河川の直轄区間
特定水利使用以外（1,000kw未満）
関連手続は、協議及び意見聴取の手続は不要。
 - ウ 二級河川
特定水利使用以外（1,000kw未満）
関連手続は、協議、意見聴取及び国土交通大臣による同意付協議の手続は不要。